

各介護保険事業所 御中

茨城県国民健康保険団体連合会
介護保険課

介護給付費等の令和7年5月（令和7年4月サービス提供分）
審査分の請求について（通知）

本会の介護保険審査支払業務運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定における一部サービスについての経過措置が令和7年3月31日をもって終了となったことに伴い、それに係る届出が未提出のサービスにおいては減算等が必要となります。

下記に該当サービス及び項目について記載しておりますので、該当サービスを提供し、且つ届出未提出の事業所については請求内容をご確認のうえ、ご請求くださいますようお願い申し上げます。

記

①届出未提出の場合に基本報酬の減算が必要な項目

サービス種類	該当項目	届出未提出の場合の請求
訪問系サービス全て(予防を含む) 福祉用具貸与(予防を含む) 訪問型独自(総合事業)	業務継続計画策定の有無	基本報酬を減算 (請求の際の減算のサービスコード・回数等に注意) ※サービスコードが不明な場合はお使いのソフト会社にお問い合わせください。
短期入所生活介護(予防を含む) 短期入所療養介護(予防を含む) 特定施設入居者生活介護(短期) 認知症対応型共同生活介護(短期)(予防を含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む) 小規模多機能型居宅介護(短期)(予防を含む) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)(短期を含む)	身体拘束廃止取組の有無	基本報酬を減算 (請求の際の減算のサービスコード・回数等に注意) ※サービスコードが不明な場合はお使いのソフト会社にお問い合わせください。

②届出未提出の場合に加算の算定が不可となる項目

サービス種類	該当項目	届出未提出の場合の請求
全ての介護・予防サービス(訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・福祉用具貸与(予防を含む)を除く) 訪問型独自(総合事業) 通所型独自(総合事業)	介護職員等処遇改善加算の 加算V(1) 加算V(2) 加算V(3) 加算V(4) 加算V(5) 加算V(6) 加算V(7) 加算V(8) 加算V(9) 加算V(10) 加算V(11) 加算V(12) 加算V(13) 加算V(14)	加算V(1)～(14)は令和7年3月31日をもって廃止の為、新たな届出がない場合加算の算定不可

1. 留意事項

- ・届出未提出又は提出期限を過ぎて届出を行った事業所において、①の減算未実施及び②の処遇改善加算Vを請求した場合エラーとなります。
- ・本会、茨城県又は、市町村よりエラー連絡があった場合に再請求等を行ってください。再請求を行う事業所においては、審査の結果、再請求分が決定され、初回請求分のデータが返戻となる予定です。再請求分にも誤りがある場合、再請求分も返戻となります。
- ・請求に誤りのない事業所については、再請求等は不要となります。その際、本会、茨城県又は市町村からご連絡はいたしません。
- ・①及び②のどちらにも該当しない事業所については本通知の対象外となります。

2. 請求期限

伝送請求：5月11日(日) 23:59

CD媒体等での請求：5月10日(土) **必着**

3. 届出に関する問い合わせ

指定権者(茨城県又は市町村)にご確認ください。

担当：介護保険課介護保険係 舟串・芝田 TEL 029-301-1567 FAX 029-301-1580
